

別表（第2条関係）

補助事業名	雇用基準：雇用補助
補助事業の目的	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、県内に進出等を行う企業の初期投資の軽減を図ることにより、産業立地を促進し、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図る。
補助事業の対象となる者	<p>1 県内において立地促進事業等を行う者であって、以下のいずれかの要件を満たす者（促進地域にあっては、投資額要件不要。）</p> <p>(1) 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業等に係る施設の建設に着手し、かつ当該事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が5千万円以上の者（関連企業等が雇用を行う場合を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業等に着手し、かつ当該事業に係る投資額が5千万円以上の者</p> <p>(3) 建物（中核施設を除く。）を賃借する者で、当該建物の賃借開始後1年（当該建物を賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業等に着手する者</p> <p>(4) 中核施設を賃借する者又は建物をリースする者で、当該施設又は建物の賃借又はリース開始後1年（当該建物賃借又はリースする者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業等に着手し、かつ当該事業に係る投資額が5千万円以上の者</p> <p>2 国際経済地区に係る指定拠点地区に進出し、国際経済交流事業を行う者であって、上記1(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす者（条例第2条第2号イに規定する外国企業又は外資系企業に限る）。ただし、「当該立地促進事業等」は「当該国際経済交流事業」と読み替えるものとする。</p> <p>3 指定拠点地区に進出し、再活性化事業を行う者であって、上記1(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす者。ただし、「当該立地促進事業等」は「当該再活性化事業」と読み替えるものとする。</p> <p>4 既に県内に立地している者であって、既存敷地において新展開事業を行い、かつ当該事業に係る投資額が5千万円以上の者（促進地域にあっては、投資額要件不要）（事務所立地にあっては、新展開事業不要）</p> <p>5 本社機能の全部又は一部を担う事業所（以下「旧本社事業所」という。）が、三大都市圏又は県内にある者であって、次のいずれにも該当するもの。ただし、県内（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する既成都市区域（以下「既成都市区域」という。）を除く。）に旧本社事業所がある者で、既成都市区域内に新本社事業所（新本社建築物（旧本社事業所の移転又は新增設（以下「移転等」という。）のために建築し、又は権原を取得する県内の建築物をいう。以下同じ。）において本社機能の全部又は一部を担う事業所をいう。以下同じ。）を整備する者は除く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を記載した本社機能立地計画（新本社建築物の建築又は権原の取得を行う事業その他旧本社事業所の移転等のために新本社事業所を整備する事業（以下これらの事業を「新本社事業所整備事業」という。）の実施に関する計画をいう。）を作成し、知事の認定を受けた者</p> <p>ア 新本社事業所整備事業の内容及び実施時期</p> <p>イ 新本社事業所に従業する従業員の数その他従業員に関する事</p> <p>ウ 新本社事業所整備事業を行うために必要な資金の額及びその調</p>

	<p>達方法</p> <p>(2) (1)の認定を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、新本社建築物において、次のアからウまでに掲げる当該新本社建築物が存する区域に応じ、それぞれアからウまでに定める事業を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。</p> <p>ア 都市再生高度業務地区における指定拠点地区として指定された区域 立地促進事業又は高度業務事業</p> <p>イ 工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域 再活性化事業</p> <p>ウ ア及びイに掲げる区域以外の区域 立地促進事業</p>														
補助事業の対象となる経費	<p>立地促進事業等確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が県内において立地促進事業等を行うために新たに雇用する者、若しくは当該補助事業の対象となる者が操業する県外施設から異動してきた者（県外に住所を有していたものに限る。）であつて、県内に住所を有し、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者のうち、以下の雇用者に係る経費（②については促進地域に限る。）</p> <p>①雇用期間の定めがなく継続雇用される正規雇用者</p> <p>②1年間以上継続雇用される非正規雇用者</p>														
補助率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">要件</th> <th colspan="2">補助単価</th> </tr> <tr> <th>正規雇用者</th> <th>非正規雇用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>促進地域</td> <td>県内居住新規従業員 6人以上</td> <td>60万円/人</td> <td>30万円/人</td> </tr> <tr> <td>促進地域以外</td> <td>県内居住新規従業員 11人以上</td> <td>30万円/人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		要件	補助単価		正規雇用者	非正規雇用者	促進地域	県内居住新規従業員 6人以上	60万円/人	30万円/人	促進地域以外	県内居住新規従業員 11人以上	30万円/人	
	要件			補助単価											
		正規雇用者	非正規雇用者												
促進地域	県内居住新規従業員 6人以上	60万円/人	30万円/人												
促進地域以外	県内居住新規従業員 11人以上	30万円/人													
補助金の額	予算の範囲内で認めた額。3億円を限度とする。														
適用除外する条項	第15条、第16条														
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。														

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 工場等施設概要(別表1)、誓約書(別紙1)
	(指定期日) 当該対象施設の操業開始後6ヶ月以内、新規非正規雇用の交付申請の場合 にあつては、操業開始後18ヶ月以内  (ただし、操業の日から起算して2年目に当たる日までに人員増員計画 がある場合で、県の承認を得たものについては、操業の日から3年目に当 たる日までの間)  国際経済地区に係る指定拠点地区に進出し、国際経済交流事業を行う者 (条例第2条第2号イに規定する外国企業又は外資系企業に限る)にあつ ては、操業開始後36ヶ月以内  本社機能立地計画の認定を受けたものにあつては、会社法(平成17年法 律第86号)第916条の登記の日その他の新本社事業所の所在場所に係る登 記の日(これらの登記を要しない場合にあつては、本社機能立地計画に記 載された本社機能の移転予定日)から6ヶ月以内、新規非正規雇用の交付 申請の場合にあつては登記の日(これらの登記を要しない場合にあつては、 本社機能立地計画に記載された本社機能の移転予定日)から18ヶ月以内  (ただし、登記の日から起算して2年目に当たる日までに人員増員計画 がある場合で、県の承認を得たものについては、登記の日から3年目に当 たる日までの間)
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) _____
	(軽微な事業内容の変更) _____
第8条第1項	(添付書類) 工場等施設変更概要(別表2)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第11条	(添付書類) _____
	(指定期日) 交付決定後30日以内又は交付を決定した日の属する年度の3月31日 までのいずれか早い日
第15条第1項	(指定期日) _____
第15条第2項	(指定期日) _____